

会 則

西牧野校区・労住まきの あすなろクラブ

- 第1条 この会は「労住まきのあすなろクラブ」と称し、事務所を労住まきのハイツ集会所におきます。
- 第2条 この会は、お互いに仲良く楽しく励まし合い、何時も健康を保ち教養を高めながら、明るい生活を送ることに努めます。
- 第3条 この会は、次のことを行います。
1. 教養を高めることを行います。
 2. 健康を保つことを行います。
 3. 楽しみの会、リクレーションを行います。
 4. 社会のためになることを行います。
 5. 友愛活動と相互支援を行います。
- 第4条 この会の会員は、労住まきのハイツに住む60歳以上の人および労住まきのハイツに住み会の趣旨を理解し、企画運営に参加する人とします。
- 第5条 会員は会費として1か月につき100円を納入するものとします。
- 第6条 活動ごとに必要な経費は活動ごとの会費として上記以外に、参加者から適宜納入していただきます。
- 第7条 会員は、退会時には会長に届け出ることとします。なお、死亡の場合は自動的に退会とします。
- 第8条 この会は、次の役員、委員をおき、次の任務を担当します。

役員・委員	人数	担当任務
会長	1名	会を代表し会を統括する
副会長	2名	会長を補佐し、代行する
女性代表	1名	会長を補佐し、代行する
会計	1名	会計業務
会計監査	1名	会計監査
企画委員	若干名	活動の企画立案を行う。また事務局の役割を果たす。
運営委員	若干名	活動の企画の検討を行い、活動の実行に協力する

- 第9条 役員任期は2年とし、欠員補充として就任した役員任期は前任者の残りの期間とします。
- 第10条 役員は・委員は隔年4月の総会において出席者の互選により選出します。
- 第11条 企画委員会を原則として毎月1回開催します。
- 第12条 運営委員会を原則として毎月1回開催し活動内容の報告、今後の計画について検討します。
- 第13条 この会の経費は、会費、助成金および寄付金により賄います。
- 第14条 この会は、会則、会員名簿、会計帳簿、活動記録簿を備えます。
- 第15条 総会は毎年4月に開催し、会計期間は4月1日から翌年3月31日とします。

以上